

苫小牧市非常勤特別職員の服務及び解職の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員（以下「非常勤特別職員」という。）の服務及び解職の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第2条 非常勤特別職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たり、法令等を遵守し、かつ、職務上の指示に従うこと。
- (2) 職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 職務に従事する際は、その遂行に専念すること。

(解職)

第3条 非常勤特別職員が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに違反した場合
- (2) 勤務実績が良くない場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (5) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- (6) 前各号に定める場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。